

様式第1（第4条関係）

知立市本人通知制度登録申請書

年 月 日

知立市長 様

窓口に来られた方(代理人により申込みをされる場合には、代理人についてご記入ください。)	住所	〒 —
	氏名	
	連絡先	
申請者との関係	1、本人 2、法定代理人 3、法定代理人以外の代理人	

知立市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請者（通知を希望する方の氏名）	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所（住民登録地）	〒 —		
本 籍			
	筆頭者		
連 絡 先			

法定代理人が申請をする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1、未成年者の法定代理人 2、成年被後見人の法定代理人
氏 名	フリガナ
住 所	〒 —
連 絡 先	

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注3 次の書類を提出し、又は提示してください。

- ① あなたが本人であることを証明する書類(住民基本台帳カード、個人番号カード、旅券、運転免許証等)
- ② あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- ③ あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

注4 登録者名簿への登録日は、申請した受付日の翌日となり、登録期間は3年間です。

※次の欄は、記入しないでください。

受付	登録	入力(住民)	入力(戸籍)	本人等の確認書類	備考
				<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	

(裏)

知立市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

- 1、この制度は、この申請書により登録した方(以下「登録者」という。)に係る住民票の写し等(注 1)を第三者(注 2)に交付した場合に、その事実について通知するものです。
- 2、第三者に対し登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に知立市住民票の写し等交付通知書(以下「通知書」という。)を送付します。
- 3、通知書によりお知らせする事項は、次のとおりです。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
- 4、第三者に住民票の写し等を交付した理由等については、知立市個人情報保護条例の規定に基づき、登録者本人又は法定代理人が開示請求をすることができます。
- 5、登録を受けようとする方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。
- 6、登録者名簿への登録日は、申請した受付日の翌日(その日が市の休日に当たる場合は、次の休日でない日)となります。
- 7、郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 登録を受けようとする方が疾病その他やむを得ない理由等により、直接申請をすることができないとき。
 - (2) 登録を受けようとする方が他の市区町村に居住しているとき。
- 8、この申請による登録期間は、登録した日から3年間です。引き続き登録を受けようとする方は、登録期間満了日の1か月前から登録を更新することができます。
- 9、登録を廃止する場合又は転出若しくは転居等により、登録した住所、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は、届出が必要です。なお、登録者の死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。

注 1: 「住民票の写し等」とは、住民票の写し、除住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄(抄)本、除籍謄(抄)本、戸籍の附票の写し、戸籍の除附票の写し、戸籍記載事項証明書をいいます。

注 2: 「第三者」とは、本人等の代理人及び本人等以外の方(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は、本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は、本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。